

あわらし市定例記者会見

令和4年5月23日(月) 10:00～

あわらし市役所203会議室

1 市長市政報告

(1) 第112回あわらし市議会定例会について

(提出議案20件、報告4件、追加予定議案3件)

◇会期の予定 5月30日(月)～6月22日(水)

◇令和4年度あわらし市各会計補正予算

一般会計(第1号) 予算 3億7,280万9千円の増額

→補正後の予算額162億7,280万9千円

◇条例の改正

- ・議案第34号 あわらし市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

あわらし市の地域ブランドの確立に関する事業を審議する「あわらし地域ブランド戦略会議」は一定の役割を終えたことから、当該会議を廃止するため、所要の改正を行う。

◇土地改良事業計画の変更

- ・議案第35号 土地改良事業計画の変更について

土地改良事業の施行に当たり、事業内容に変更が生じたことから、土地改良事業計画を次のとおり変更するため。

事業名	樋山地区区画整理事業
事業施工箇所	あわらし市樋山
事業計画の内容	整地工 A = 1.7ha (1.7ha) 道路工 L = 883.0m (743.0m) 用水路工 L = 660.0m (1,027.0m) 排水路工 L = 821.0m (1,268.0m) 暗渠排水工 A = 1.7ha () ()は変更前
事業年度	平成30年～令和4年
事業費	総事業費 206,000千円 (136,250千円) ()は変更前

(裏面に続く)

◇工事請負契約の締結に関するもの

- ・議案第36号 工事請負契約の締結について（令和4年度 道の駅地域振興施設建築工事）

令和4年度 道の駅地域振興施設建築工事について、5月12日に条件付き一般競争入札を執行し、落札業者と5月19日付けで仮契約を締結したが、本契約を取り交すため、議会の議決を求めるものである。

- ・工事名称 令和4年度 道の駅地域振興施設建築工事
- ・契約額 284,790,000円（消費税相当額込み）
- ・契約の相手方 西田建設株式会社坂井営業所、立田建設株式会社、
令和4年度 道の駅地域振興施設建築工事特定建設工事
共同企業体
- ・根拠法令 地方自治法第96条第1項第5号
あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第2条

◇人事に関するもの

- ・議案第37号～第50号 あわら市農業委員会委員の選任について

6月30日に現農業委員が任期満了を迎えることから、今定例会で新たに14名の農業委員を選任することについて、議会の同意を求めるものである。

- ・任期 任期3年（令和4年7月1日～令和7年6月30日）
- ・根拠法令 農業委員会等に関する法律第8条第1項

- (2) 第54回全国女流選手権大会の開催について
- (3) 第35回あわら北潟湖畔花菖蒲まつりの開催について
- (4) 蓮如の里あわら出荷者協議会会員募集について
- (5) 特定空家等の略式代執行について

2 5、6月のイベント、主な行事予定等について

5 月

- | | | | |
|--------|--------|--------------------|--------------|
| 25日(水) | 13:30～ | あわら市経済懇談会 | (正庁) |
| 28日(土) | 10:00～ | 第42回伊井さつきまつり（～29日） | (伊井公民館) |
| 29日(日) | 14:00～ | 講演会「吉崎御坊と一向一揆」 | (真宗大谷派吉崎東別院) |

6 月

- | | | | |
|-------|--------|-------|------------|
| 2日(木) | 10:00～ | 包丁供養祭 | (セントピアあわら) |
|-------|--------|-------|------------|

(次ページへ続く)

4日(土)	9:20～	第54回全国競技かるた女流選手権大会 (B・C級)	(清風荘)
5日(日)	9:20～	第54回全国競技かるた女流選手権大会 (A級)	(清風荘)
11日(土)		第35回あわら北潟湖畔花菖蒲まつり (～19日)	(北潟湖畔花菖蒲園)
12日(日)	8:30～	第9回市民スポレク祭ソフトボール競 技の部	(トリムパークかなづ)
18日(土)	9:30～	令和4年度わたしが始める支え愛 ～10年後の自分と地域を考えるつどい～	(湯のまち公民館)
	10:00～	あわらヨーガデー	(清風荘)
19日(日)	8:30～	風谷峠ファミリー登山(刈安山ハイキ ング)	(市内)

～ 議 会 日 程 ～

5 月

30日(月)	9:30～	第112回市議会定例会 本会議(議案上程、提案理由説明)
	本会議終了後	予算決算常任委員会(質疑、分科会への調査依頼)

6 月

9日(木)	9:30～	本会議(一般質問)
10日(金)	9:30～	本会議(一般質問)
13日(月)	9:30～	予算決算常任委員会分科会(予算)総務教育厚生常任委員会
14日(火)	9:30～	予算決算常任委員会分科会(予算)総務教育厚生常任委員会
15日(水)	9:30～	予算決算常任委員会分科会(予算)産業建設常任委員会
16日(木)	9:30～	予算決算常任委員会分科会(予算)産業建設常任委員会
21日(火)	9:30～	予算決算常任委員会(分科会長報告(予算)、採決等)
	予算決算常任委員会 終了後	議会運営委員会
22日(水)	9:30～	全員協議会
	13:30～	本会議(委員長報告、採決等)

令和4年度 一般会計補正予算(第1号)の概要

令和4年度当初予算については「骨格予算」としていたことから、今回の補正予算では「肉付予算」として、政策的な予算を計上した。

第2次あわらし総合振興計画に基づき、教育・子育て・コロナ対策・産業支援など市民応援のための政策を重点的に実施するとともに、来る北陸新幹線開業に向けたまちづくりを着実に進めていく。

主な内容として、人口減少・少子化対策では、政策の柱の一つである子育て世帯の負担軽減を図るため、小中学校の給食費負担金を半額にするほか、小学校トイレの改修や中学校の電子黒板の整備、老朽化した学習机・椅子の更新費用等を計上し、教育環境の充実を図る。

また、新幹線開業を目前に控え、まちに活気を取り戻すため、あわら温泉街の廃旅館解体事業に係る経費を精査するほか、肥料の高騰に苦しむ農業者への支援や小規模事業者への応援給付金の交付などの支援を行う。

なお、DX(デジタルトランスフォーメーション)について、各分野の政策に積極的に取り組んでいく。

補正予算額 : 372,809 千円

補正後予算総額 : 16,272,809 千円

「第2次あわらし総合振興計画」における主要事業

(【DX】はDXに取り組む事業)

Plan-A「新幹線を迎える」

- ・福井県の北の玄関口の整備
- ・魅力的な観光地づくりと観光の振興
- ・市民の足の確保

新幹線開業という100年に一度のビックチャンスを見逃すことなく、市の飛躍につなげるため、あわら温泉街の廃旅館の解体事業に係る経費を精査するほか、広告付年賀葉書作成や温泉街めぐり事業を実施する。

1	新 空き家対策事業	8,800 千円	市民協働課
	旧角惣建物解体設計業務委託料		
2	観光客受入推進事業	4,000 千円	観光振興課
	・観光事業補助金(観光協会人件費補助)	3,000 千円	
	新・あわら温泉街めぐり事業補助金【DX】	1,000 千円	
	デジタルクーポンを利用した湯めぐり事業		
3	新 広告付年賀葉書作成事業	1,020 千円	政策広報課
	市をPRする広告付年賀葉書50,000枚作成		
4	新 北潟花菖蒲園改修工事	6,300 千円	観光振興課

Plan-B「まちを輝かせる」

- ・景観に配慮したまちなみづくり
- ・自然豊かなふるさとづくり
- ・快適な生活環境の整備

「だれもが住みやすいあわら市」を実現させるため、道路改良・補修に係る費用を追加計上するほか、空き家対策として、特定空家解体を行い、快適な生活環境の整備を行う。

1	道路改良・補修工事	39,300 千円	建設課
	拡 ・道路改良工事(集落内側溝改良)	17,000 千円	
	新 ・道路改良工事(市道106号線)	5,000 千円	
	新 ・名泉郷雨水計画策定業務	5,000 千円	
	新 ・道路補修工事(市道浜坂富津線)	12,300 千円	
2	拡 区道整備事業補助金	1,817 千円	建設課
	対象区:下番区、松影区		
3	新 空き家対策事業	3,200 千円	市民協働課
	特定空家解体工事		

Plan-C「人をはぐくむ」

- ・優れた教育環境の整備
- ・地域で活躍する人材の育成
- ・コミュニティ活動への支援

子ども達に優しい教育環境を整備するため、老朽化した児童生徒用の学習机・椅子を3年計画で更新するものとし、本年度は中学校のすべての机・椅子を更新するほか、小学校のトイレ改修を行う。また、ICT教育を推進するため、中学校全クラスへの電子黒板の整備を行う。
このほか、休校利活用事業として3つの休校小学校の施設改修のほか、劔岳公民館の大規模改修や集会施設整備補助により市民のコミュニティ活動への支援を行う。

1	小中学校施設等整備事業	22,000 千円	教育総務課
	新 ・小学校トイレ改修工事	7,500 千円	
	温水洗浄便座化: 芦原、本荘、北潟、金津、伊井、金津東小学校		
	新 ・中学校机・椅子購入	14,500 千円	
	3年計画: R5年小学校4～6年、R6年小学校1～3年		
2	ICT教育推進事業【DX】	14,345 千円	教育総務課
	新 ・中学校電子黒板購入	13,800 千円	
	新 ・オンライン授業用ルータ使用料	545 千円	
3	新 劔岳公民館改修工事	36,000 千円	文化学習課
4	拡 休校利活用事業	9,300 千円	政策広報課・教育総務課
	・新郷・波松・吉崎の3つの休校小学校の施設改修工事		
5	新 スポーツまちづくり推進事業	699 千円	スポーツ課
	竹田川や北潟湖等でのカヌー体験に要する備品整備		

6	拡	集会施設整備事業補助金	1,516 千円	総務課
対象区:舟津区、中番区、波松区				
7		金津創作の森運営事業補助	7,300 千円	文化学習課
		・発酵展	5,000 千円	
		・アートドキュメント2022(地域の芸術環境づくり)	2,300 千円	

Plan-D「安らぎを守る」

- ・安心で安全なまちづくり
- ・子育て支援の充実と少子化対策
- ・高齢者に優しいまちづくり

子育て世帯の負担軽減を図るため、小中学校の給食費保護者負担金を9月分から半額に軽減する。また、こども園の保護者向けアプリ等のシステムや道路情報等通報システムを導入し、安心で安全なまちづくりを目指す。

さらに、新型コロナウイルスワクチンや子宮頸がんワクチンの接種を進めるほか、除雪対策の充実も図る。

1		給食費負担軽減事業	31,995 千円	教育総務課
	新	・給食費負担金の半額支援に伴う減額分(児童・生徒分)9月分～	(31,240 千円)	歳入の減
	新	・給食費負担軽減事業補助金(市外小中学校通学者分)9月分～	755 千円	
2		給食用原材料費	4,462 千円	教育総務課
物価上昇による給食用原材料費増				
3	新	保護者向けアプリ等システム導入事業【DX】	3,974 千円	子育て支援課
市立こども園に通う園児の保護者への連絡用アプリ等の導入				
4	新	道路情報等通報システム導入事業【DX】	475 千円	建設課
市民がスマートフォン等で道路の陥没や公園の遊具の損傷等を通報できるアプリを導入				
5	新	新型コロナウイルスワクチン接種事業	51,000 千円	健康長寿課
新型コロナウイルスワクチン接種(4回目)に係る費用				
6	新	予防接種事業(子宮頸がん予防接種)	25,563 千円	子育て支援課
7	新	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業	25,200 千円	子育て支援課
ひとり親世帯・住民税非課税世帯に対し児童1人あたり5万円支給				
8	拡	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	3,700 千円	福祉課
新型コロナウイルスの長期化に伴い、一定の要件を満たす生活困窮世帯に支援金を支給				
9		母子家庭自立支援給付金事業	2,576 千円	子育て支援課
ひとり親家庭の自立支援として、ひとり親の就業促進				

10	除雪対策経費	9,000 千円	建設課
	・消雪施設修繕	4,000 千円	
	新 ・雪に強いまちづくり支援事業補助金(除雪機械整備補助)	5,000 千円	
11 新	公民館デジタル活用支援講座事業【DX】	300 千円	文化学習課
	高齢者向けのスマートフォン講座の充実		
12 新	コミュニティ助成事業補助金(地域防災)	2,400 千円	総務課
	防災備品の整備 対象区:伊井区、清王区		

Plan－E「力をみなぎらせる」

- ・企業誘致と立地企業への支援
- ・商業の振興と市街地の活性化
- ・強い農業、林業、漁業の実現

コロナ禍における農業者支援として、高騰する農業肥料の購入費支援を行うほか、小規模事業者応援給付金事業や電子クーポン発行事業による事業者支援を行う。

1 新	農業肥料購入費支援事業	52,500 千円	農林水産課
	肥料費の高騰により経営を圧迫されている農業者に対し、購入費用の一部を助成		
2 新	小規模事業者応援給付金事業	28,490 千円	商工労働課
	小規模事業者に対し、1事業者あたり5万円の補助		
3 新	電子クーポン発行事業【DX】	6,532 千円	商工労働課
	電子クーポン「ふく割」において、市内小規模事業者限定で利用できるクーポンを発行		
4	園芸農家支援事業	13,571 千円	農林水産課
	新 ・夢あるふくいの園芸タウン育成事業補助金	571 千円	
	新 ・儲かるふくい型農業総合支援事業補助金	13,000 千円	
5 新	中山間総合対策支援事業	7,350 千円	農林水産課
	中山間地域の農業の担い手支援(農業機械購入補助)		
6 新	畜産経営基盤強化支援事業補助金	3,205 千円	農林水産課
	畜産経営者の後継者への経営継承等のための取組に対する補助		

■ その他の主要事務事業

1	マイナポイント事業【DX】	2,452 千円	政策広報課
	国のマイナポイント事業実施のための環境整備		
2	庁舎用電子黒板購入【DX】	600 千円	政策広報課
3	広域市町村圏事務組合負担金(電算)【DX】	13,170 千円	政策広報課

■ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業 (再掲)

	対象事業費	交付金充当額
1 小学校トイレ改修工事	11,400 千円	10,891 千円
2 中学校電子黒板購入 【DX】	13,800 千円	13,500 千円
3 給食費負担軽減事業	31,995 千円 (31,240 千円) 歳入の減 755 千円	31,000 千円
4 保護者向けアプリ等システム導入事業 【DX】	3,974 千円	2,500 千円
5 農業肥料費購入緊急支援事業	52,500 千円	52,000 千円
6 小規模事業者応援給付金	28,490 千円	28,000 千円
7 電子クーポン発行事業 【DX】	6,532 千円	6,500 千円
	交付金額	144,391 千円

入場無料

300種類
20万本

第35回あわら北潟湖畔

花菖蒲まつり

令和4年 6/11(土)~19(日)

ステージイベント

11日(土)

華麗なマジックショー!
MASAYO スペシャルショー

12日(日)

金津ジャズコンサート

花菖蒲1株
500円(税込)にて
販売実施



新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします

【主催】あわら北潟湖畔花菖蒲まつり実行委員会(あわら市観光振興課内) TEL 0776-73-8006 FAX 0776-73-1350

【協賛】あわら北潟温泉 hana ゆらり / 株式会社ジェイウインド / 芦原温泉旅館協同組合 / あわら市観光協会 / 北潟地区区長会
セントピアあわら / 福井県農業協同組合 / 福井県観光連盟(順不同)

【後援】福井新聞社 / FBC / 福井テレビ / MRO 北陸放送 / HAB 北陸朝日放送

ステージイベント

6

11

【総合司会】さかい ちよみ。

11:00~ オープニングセレモニー

華麗なマジックショー!

MASAYO
スペシャルショー



第1部 11:30~

第2部 13:30~

6

12

金津ジャズコンサート

第1部 11:30~

第2部 13:30~



花菖蒲(カブ)植え方教室

第1部 10:30~

第2部 15:00~

土・日のみ

あわらぐるっとタクシー

- 運行時間：9時～17時
- 料金 1枚(1区間)：1,000円
(1台に4人まで乗車可能)
※当日限り有効です ※土・日・祝運行(平日は運行しません)



▲詳しくは
こちら

お食事・喫茶・入浴はあわら北潟温泉
hanaゆらりどうぞ。



▶ あわら温泉から車で10分 ▶ 金津インターより車で20分

イベント内容、開花状況は
あわら市ホームページをご覧ください。

第35回あわら北潟湖畔花菖蒲まつり

検索



地元名産市の開催

北潟湖で獲れた天然うなぎの蒲焼きや、
地元あわらのメロン・スイカのほか、
中華料理(あんかけチャーハン&餃子)、
スイーツ販売、クラフトも出店します。

湖上遊覧

約15分北潟湖を
一周遊覧します。



料金(1回) 大人：800円 小人：500円 小学生未満：無料
(中学生以上) (小学生)

カヌー体験教室 (北潟湖畔公園)

12日(日) 10:00~12:00

予約不要

1回1人
500円

初めての人でも
大丈夫!



【主催】あわら市カヌー協会

あわらぐるっとバス

- 土・日・祝日の1日5便運行
- 料金 1乗車あたり(中学生以上)：200円
小学生：100円 小学生未満・障害者：無料

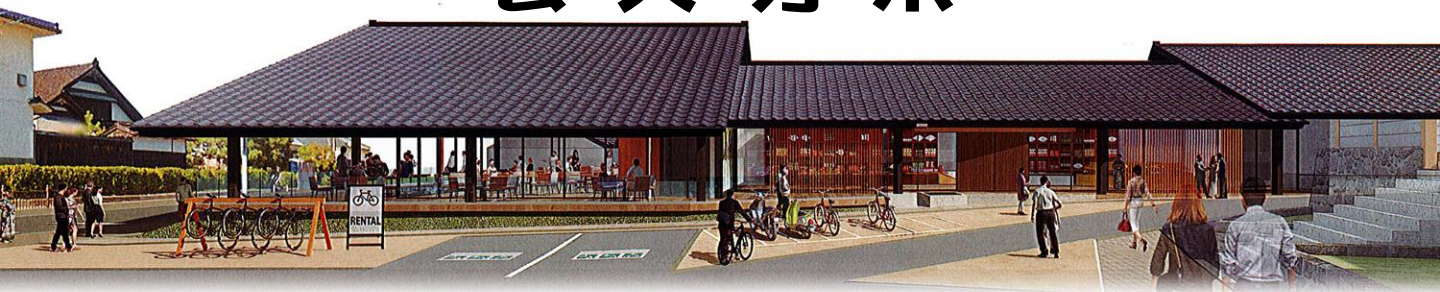


▲詳しくは
こちら



蓮如の里あわら出荷者協議会

～ 会 員 募 集 ～



蓮如の里あわら出荷者協議会準備会では、道の駅「蓮如の里あわら」にてご自慢の商品を出荷してくださる方を募集しています！
皆様が精魂込めて育てた野菜や果物、肉・魚類、自慢の弁当・惣菜を全国からお越しのお客様へ販売いたします。



取 扱 品 目

加工商品 （ 弁当、惣菜、乳製品、調味料など ）

農林水産物（ 野菜、山菜、果実、穀物、乾物、肉・魚類など ）

農産園芸品（ 苗木・植木、鉢物、切り花・種など ）

年 会 費

年会費	:	あわら市内	1, 0 0 0 円
		あわら市外	2, 0 0 0 円

販売手数料

道の駅への販売手数料は、売上額（税込）の15%～となります。

出荷商品により手数料率が変わりますので、詳しくは入会説明資料にある販売手数料の一覧表をご覧ください。

事業・加入メリット

- ・あわら市をはじめ福井県内外のお客様に、ご自慢の商品を提供することができます。
- ・魅力ある直売づくりのための視察研修や各種研修会に参加していただけます。
- ・自分と同じ目標や悩みを持った仲間と一緒に、事業や課題解決に取り組みやすく、事業向上につなげることができます。



蓮如の里あわら出荷者協議会準備会

蓮如の里あわら出荷者協議会 入会説明資料

●農産物直売所への出荷条件

蓮如の里あわら出荷者協議会に入会すること

① 入会条件

あわら市在住の方を中心に、自らが耕作する個人・法人・団体

② 年会費（指定口座振替）

あわら市内 1,000円 あわら市外 2,000円

●店舗運営（出荷に関する）情報 【 予定 】

① 営業時間等

営業時間 9:00 ～ 18:00

（冬季は天候により時間短縮の場合あり）

休館日 毎月第3月曜日

ただし月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日になる

また年末年始及び夏休み期間7・8月は無休とする

② 搬入出可能時間帯 8:00 ～ 14:00

③ 出荷・値付け等

出荷者自らが袋詰め及び値付けし、指定の場所に陳列する

●販売手数料 【 予定 】

名 称		手数料率
加 工 商 品		20%
農 林 水 産 物	野 菜	15%
	山 菜	
	果 実	
	穀 物	
	乾 物	
	肉・魚類	

名 称		手数料率
農 産 園 芸 品	苗木・植木	15%
	鉢 物	
	切り花・種	

※冷凍冷蔵商品は+5%とする

●販売代金締め日と代金振込

①毎月末締 翌月10日代金支払い

振込手数料

	福井銀行あて	他行あて
3万円未満	110円	440円
3万円以上	330円	660円

※販売代金から振込手数料を差引き

●精算時の経費

①販売実績通知書（振込明細）を作成し、各レターケースに棚入れします

- ① 販売手数料 販売価格(税込)に対し各々の手数料相当分を差引き
- ② 資材（バーコード）代 販売点数1点あたり1円（積算代金から）差引き
- ③ 振込手数料 販売価格(税込)より手数料を差引き

「特定空家等」の略式代執行による除却について

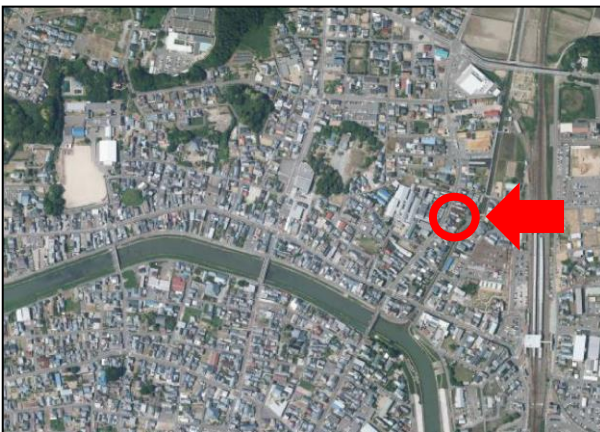
あわら市春宮二丁目地係における所有者不存在の「特定空家等」について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行により除却することとしました。

1. 物件概要

- (1) 所在地 あわら市春宮二丁目 701 番地 1
- (2) 所有者 不存在（所有者は平成 16 年に死亡。法定相続人 20 人全員が相続放棄。）
- (3) 構造・規模 ①鉄骨・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、延床面積 194.7 m²
②軽量鉄骨・CB 造 1 階建て、延床面積 124.9 m²
- (4) 用途 ①工場、②倉庫
- (5) 建築年 不詳
- (6) 物件の状態

当該物件は所有者が経営する倉庫等として使用されていたが、平成 16 年に所有者が死亡したことにより空家等となり、平成 29 年に「特定空家等」に認定した。所有者が不存在であるため、関係者による自主的な解体は全く見込めない。

危険な状態であるほか、環境や景観を阻害するとして、地元区長からも対応を要望されており、このまま放置すると大きな被害が発生する恐れがある。



空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号） （抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

略式代執行とは？

特措法 14 条 10 項は、いわゆる略式代執行に関する規程です。略式代執行は代執行の際に採るべき手続きを一定の場合に一部省略して、代執行を行うという制度です。

特措法 14 条 9 項が定める代執行は助言・指導→勧告→命令という 3 段階のプロセスを経る必要があります、その前提として命令等を受けるべき対象者を地方自治体が把握している場合の措置です。

これに対し、略式代執行は、措置の命令等を受けるべき者が不明である場合に、3 段階のプロセスを経ることなく、代執行を行うことができるとするものです。命令等を受けるべき者が確知できない場合にも 3 段階のプロセスを要求することは不合理であることから、その特例を定めたものです。